

追加募集

平成23年度 旭川市やさしさ住宅補助制度のご案内

家に合わせた

暮らしから・・・



暮らしに合わせて

住まいを変える



やさしさ住宅補助制度って？

高齢者の方々が、自宅で安全に安心して暮らせるように住宅を改修したり、住環境を整備する場合、その費用の一部を補助する制度です。



どんな住宅が対象になるの？

旭川市内にある住宅（公営住宅は除く）で、満60歳以上の方（市税を完納している方）が、申請する時に一緒に住んでいる住宅が対象となります。

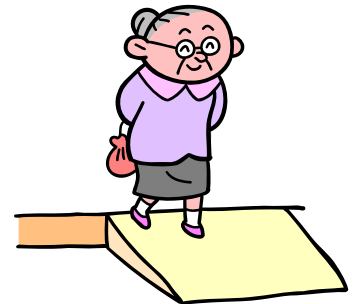
※ 最終ページ《手続きフロー》参照

なお、対象者の居住の確認は住民票で行います。

《対象除外となる住宅》

- ・過去に「旭川市やさしさ住宅補助制度」を利用した住宅
- ・今年度に次の制度を利用する、または利用した住宅
 - 「旭川市水洗便所改造資金融資あっせん制度」
 - 「旭川市排水設備改造資金融資あっせん制度」
 - 「旭川市災害弱者緊急通報システム設置助成制度」

（ホットライン119）



どんな工事が対象になるの？

高齢者の方が生活しやすくなるよう改修する次の工事のうち、補助対象工事施工基準に定められたものが対象になります。

※ 詳しくは、「補助対象工事施工基準」（別紙）をご覧ください。

- バリアフリー化工事
- 断熱・防寒改修工事
- 融雪施設設置工事

旭川市内に営業所等を置く、建築関連事業者が施工する工事に限ります。

ただし、本人もしくは同居者が、①または②で住宅改修費の給付対象者である場合、該当する制度の住宅改修費支給（給付）対象工事については、やさしさ住宅補助制度の対象になりません。

- ① 要介護（要支援）認定者
- ② 重度身体障害者（下肢または体幹機能障害3級以上の障害者（児））

また、新築や既に着工しているものは対象になりません。バリアフリー化等を伴わない増築や既に契約しているものについても、原則として対象になりませんので、ご注意ください。



補助の金額は？

補助対象工事費の1/3で、10万円以上18万円以下（千円未満切り捨て）

※補助対象工事費が30万円以上の工事でなければ対象になりません。

※補助対象外の介護保険、障害者給付の住宅改修費支給対象工事の概要は、下記のとおりです。

詳細については、旭川市 介護高齢課、障害福祉課にご相談ください。

①手すり取付け ②段差解消 ③床材変更 ④扉取替え等 ⑤便器取替え ⑥左記の付帯工事



補助申請の手続きは？

○申請書等の配布・相談・申請受付窓口

旭川市役所第三庁舎3階 建築指導課 電話25-8597

○申請受付期間 ～ 申請書の配布・相談は随時行っております。

平成23年10月20日（木）～ 平成24年1月20日（金）まで

○補助件数 概ね55件（予算額の範囲内）

申請受付期間中でも、予算額に達した時点で締め切りとなります。

◎補助申請に必要な書類

① 補助金交付申請書 【様式第1号】	申請者と改修する住宅または土地の所有者が違う場合は、所有者の承諾が必要です。 分譲マンションを改修する場合は、工事内容により管理組合等の承諾が必要です。
② 調査票	※全ての項目について、ご回答ください。
③ 付近見取図 平面図等の改修図	改修図は現況と改修案の2種類必要です。 融雪施設設置工事の場合は、「配置図及び排水経路図」が必要です。
④ 現況写真（日付入り）	申請工事箇所の全てを写した3ヶ月以内の写真が必要です。
⑤ 改修工事見積書	施工業者が作成し、押印したものがが必要です。
⑥ 申請者・対象者の住民票	※市役所総合庁舎1階⑥番窓口または各支所の窓口において1部350円で交付されます。
⑦ 申請者・対象者の納税証明書 （完納証明＝滞納のない証明）	※市役所総合庁舎2階⑩番窓口または各支所の窓口において1部300円で交付されます。

※ このほかにも、審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

○補助決定のお知らせ

- ・受付後、申請された方に補助金交付申請受領通知書、または補助金不交付決定通知書をお送りします。
- ・その後、申請を受領した順に内容を審査し、補助金交付決定通知書をお送りします。

○その他注意事項

- ・申請される住宅が、併用住宅、共同住宅（賃貸・分譲）の場合は、必ず申請前にご相談ください。
- ・補助金交付決定通知書が届くまで原則契約はできません。また、改修工事内容等の審査において、現地確認や施工業者に質疑等を行う場合があります。
- ・必要書類がそろわない場合や、申請された内容に不備がある場合など、補助金を交付できない場合があります。
- ・申請時に提出された書類は、原則として返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーを取ってください。
- ・補助金の交付が決定した日から、概ね 1 か月以内に工事契約及び工事着手を行うよう努めてください。

・旭川市やさしさ住宅補助制度は国の補助事業を活用しているため、住宅版エコポイント制度等の対象工事と重複して利用することができません。



補助金交付の手続きは？

工事完了後、完了報告書を提出いただき、完了検査（現地確認）を行った上で、補助金をお支払いします。

※完了検査後、申請者が指定した金融機関に2～3週間で補助金が振り込まれます。



◎工事完了申請に必要な書類

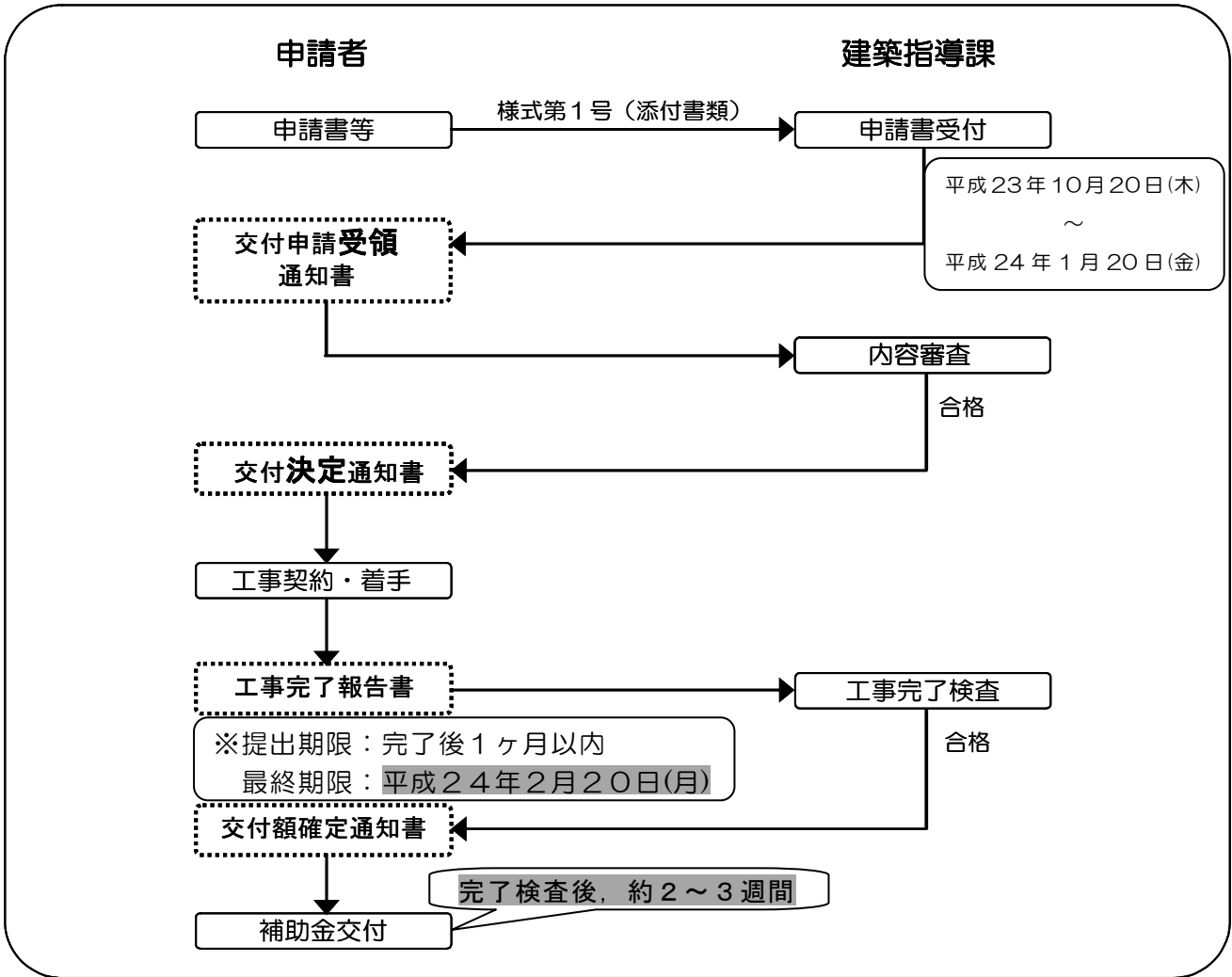
① 工事完了報告書	報告用紙は、補助交付決定通知書をお送りするときに、一緒にお渡しします。
② 工事請負契約書の写し	申請工事費と請負契約書の金額が違う場合は、事前に変更申請を行ってください。
③ 完了状況写真(日付入り)	断熱改修工事、融雪施設設置工事等の隠ぺい部分については、工事中の写真も必要となります。
④ 道路占用許可書の写し(必要な場合)	融雪施設設置工事で、道路占用許可が必要な場合は、その許可書の写しを提出してください。

工事完了報告書の提出は工事完了後 1 か月以内です。

最終提出期限：平成 24 年 2 月 20 日（月）

※最終提出期限までに工事が完了していなければ、補助金をお支払いできない場合もありますので、十分ご注意ください。

《旭川市やさしさ住宅補助制度 手続きフロー》



《その他高齢者、障害者の住宅改修に関する補助制度》

【介護保険住宅改修費支給】（旭川市 介護高齢課 ☎ 25-6485）

介護保険制度で、要介護もしくは要支援と認定されれば、20万円の限度内（原則として1割負担）で住宅改修を行うことができます。（支給限度額18万円）

【障害者住宅改修費給付】（旭川市 障害福祉課 ☎ 25-6476）

障害をお持ちで基準を満たす方は、20万円の限度内（原則として1割負担）で住宅改修を行うことができます。（支給限度額18万円）

～ お問い合わせ・申請書提出先 ～

旭川市 都市建築部 建築指導課

旭川市役所第三庁舎3階

☎ 25-8597